

2017年度(第22回)日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 競技規定

②

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会
JGA JAPAN GOLF ASSOCIATION
<http://www.jga.or.jp>

期 日 : 11月16日(木)17日(金)
場 所 : 名古屋ゴルフ倶楽部 和合コース
〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町和合 Tel.052-801-1111
後 援 : スポーツ庁
JGAオフィシャルスポンサー : NEC

1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件 : 11月16日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
11月17日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定 : 36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
5. クラブと球の規格 : (1) 適合ドライバヘッドリスト(規則付I(B)1a)を適用する。
(2) 溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を適用する。
(3) 公認球リスト(規則付I(B)1b)を適用する。
6. ゴルフシューズ : 正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。(20項C参照)
7. 移動 : 『規則付I(B)8移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
8. キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付I(B)2』を適用する。
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。
9. 競技終了時点 : 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格 : 平成4年(1992年)12月31日以前に誕生の女子(出生時)アマチュアプレーヤーで、JGA/USGAハンディキャップインデックスを所持し、次のいずれかに該当する者に参加資格を付与する。
 - (1) 東北、中部、四国 各地区連盟主催の女子アマチュア選手権の上位者(年齢条件を満たす者)と北海道、関東、関西、中国、九州 各連盟主催の女子ミッドアマチュア選手権上位者の合計130人とし、各地区割当数は次の通りとする。

北海道	東北	関東	中部	関西	中国	四国	九州
7人	8人	46人	17人	23人	11人	6人	12人
 - (2) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 過去5年間(2012~2016)の優勝者
 - (3) 2016 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 上位10位
 - (4) 2017 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技 優勝者(年齢基準を満たす場合)
 - (5) 2017 日本女子シニアゴルフ選手権競技 優勝者
 - (6) JGA 特別承認者

注1 : 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれかにいても該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき

- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

注2：各地区連盟主催競技よりの通過者にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し、成績のよいプレーヤーを通過者とする。それでも決まらない場合はマッチングスコアカード方式により決定する。それでもなお、決まらない場合は18番ホールよりのカウントバックとする。なお、18番ホールよりのカウントバックでも決定しない場合は、「当該の委員会によるくじ引き」で決定する。欠場者が生じても次位の者は繰上げない。

注3：(6)のJGA特別承認者については、競技委員会の判断によりJGA/USGAハンディキャップインデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。

注4：(2)~(5)の資格者が各地区連盟主催の女子アマチュア選手権、女子ミッドアマチュア選手権に参加し、(1)の割当数に入った場合はその割当数は(2)~(5)の資格者を含むものとする。また(1)の割当数に入らなかった場合は(2)~(5)の資格者とは別に(1)の割当数は確保される。

11. 賞 : 優勝者 JGA杯、文部科学大臣杯 第2位、第3位 メダル

12. 賞状 : 優勝者 文部科学大臣賞状

13. 参加申込 : 参加希望者は、参加料を5月22日(月)以降、締切日までに、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留に同封し、参加料と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。JGA/USGAハンディキャップインデックス証明書の添付は不要。(インターネット、電子メール、電話による参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。)

送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2階
(公財)日本ゴルフ協会「日本女子ミッドアマチュア競技参加申込」係
TEL.03-3566-0003

※持参の場合、月~金(祝祭日を除く)の9:30から17:00まで受付

14. 申込締切日 : 10月27日(金)午後5時までにJGAへ必着のこと。
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

15. 参加料 : 26,000円(消費税含む)

(注)申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

(注)締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。

16. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2017年度(第22回)日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2017年度(第22回)日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(公財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

(1)第22回日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権(以下「選手権」と称する)の参加資格の審査。

(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類(組合せ表等)の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属(所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年)、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3)この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。

17. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む)に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(公財)日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)にかかるプレーヤーの肖像権(収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利)を(公財)日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。

18. 指定練習日 : 11月10日(金)、13日(月)、15日(水)とし、うち1人1日までとする。(会員並扱い)

19. 記念品 : ネームプレート

20. 注 意 事 項 : A : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や (公財) 日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則 (付) アマチュア資格規則 2016』、参加申込書に付属する『プロテストや QT を受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。

B : 申込受付状況に関する情報は JGA ホームページ (<http://www.jga.or.jp>) や JGA 携帯サイト (<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>) に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。

JGA 携帯サイトは右に記載の QR コードからもアクセスできます。



C : 6 項で規制されるシューズ以外でも、パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。

D : 平成 28 年 12 月 13 日の当協会の臨時理事会において、倫理規程の改訂が承認されました。このたびの改訂により、倫理規程が適用される対象者が広がり、日本ゴルフ協会主催競技参加者とそのキャディー、サポートスタッフもこの規程の対象者となりますので、JGA ホームページに掲載している日本ゴルフ協会倫理規程を熟読の上、ご自身の行動・言動には十分ご注意ください。

付記 : 1. 本競技の上位 5 位までの者に第 60 回 (2018 年開催予定) 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。

2. 本競技の上位 10 位までの者に第 24 回 (2018 年開催予定) 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。

(注) 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。

プロテストや QT を受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項

2001 年 12 月 31 日以前に研修生として活動されていた方や、プロテスト、プロインストラクターテスト、QT などを受験した経歴のある方は下記を読み、自身がアマチュアであるかどうかを確認したうえでお申込み下さい。

2001 年 12 月 31 日以前にプロフェッショナルゴルファーになるための次の最終段階の競技やテストに参加したことのあるプレーヤーは当時の規則 2-2 の解釈により、アマチュア資格を喪失しています。

- ① 日本プロゴルフ協会の「資格認定最終プロテスト」
- ② 日本プロゴルフ協会インストラクター制度の「準B級講習会」や「指導員助手講習会」(～2000)
- ③ 日本プロゴルフ協会ティーチングプロ制度(2002～)の「C級講習会」
- ④ 日本女子プロゴルフ協会の「プロテスト(最終テスト)」
- ⑤ 日本女子プロゴルフ協会のインストラクター制度の「指導員助手講習会」
- ⑥ 日本女子プロゴルフ協会の「ファイナルクオリファイングトーナメント」
- ⑦ 日本ゴルフツアー機構の「ファイナルクオリファイングトーナメント」
- ⑧ 日本プロゴルフ協会シニアツアーにおける「最終予選」

2002 年 1 月 1 日以後の解釈は次のとおりです。なお 2012 年規則から旧規則 2-2 の解釈は規則 2-1 で示されています。

アマチュアゴルファーはプロフェッショナルゴルファーとして行動をしたり、自らをプロフェッショナルゴルファーと名乗ったりしてはならない。この規則を適用する場合、プロフェッショナルゴルファーとは次の人をいう。

- 自分の職業としてゲームをプレーする人
 - プロフェッショナルゴルファーとして働く人
 - プロフェッショナルとしてゴルフ競技に参加する人
 - プロフェッショナルゴルフ協会(PGA)の会員資格を持つ人
 - プロフェッショナルゴルファーにだけ限定したプロフェッショナルツアーの会員資格を持つ人
- 《以下省略》

2002 年 1 月 1 日以後は上記に該当せず、また他のアマチュア資格に抵触していなければプロテストや QT に参加してもアマチュア資格は喪失しません。

注：プロフェッショナルテスト、QT など賞金が設定されている競技に参加する場合は、賞金を受け取る権利を放棄してからプレーしなければなりません。

以上
2012 年 2 月